

一般社団法人長崎県園芸種苗供給センター 定款

一般社団法人長崎県園芸種苗供給センター定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人長崎県園芸種苗供給センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長崎県大村市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、野菜、花き等の優良種苗の大量増殖及び安定供給並びに新技術の研修、普及を行い、本県の野菜、花き等の振興発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 野菜、花き等の優良種苗の大量増殖及び供給
- (2) 野菜、花き等の新品種及び優良系統の普及
- (3) 野菜、花き等の優良系統の保存
- (4) 野菜、花き等の新技術の研修及び普及
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人又は団体
 - (3) 特別会員 この法人の事業に功労があった者又は専門知識を持ち総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(出資金等)

第 6 条 正会員は、総会において別に定める出資金を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、出資金等を添え入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、理事長にその旨を届け出なければならない。

2 会員が解散し、又は死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当（特別会員にあつては第2号に該当）するときは、総会において正会員の半数以上であつて、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、これを除名することができる。

(1) 総会において定められた出資金又は会費を2年以上出資又は納入しなかったとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は会の秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会者に対する出資金又は入会金等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した出資金又は入会金その他金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事長は、理事会の議決により理事のうちから選任する。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事任期は、現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合についても準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

- 第15条 役員報酬は総会で決定し、別に定める規定により支払う。

第5章 事務局及び組織

(設置等)

- 第16条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局及び組織については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第17条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する事項
 - (4) 定款に定める会議の議事に関する事項
 - (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産及び負債の状況を示す書類
 - (7) その他必要な帳簿及び書類

第 6 章 総 会

(総会)

- 第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
 - 3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

- 第 19 条 理事長は、毎年 6 月に通常総会を招集する。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会を招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員により、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を示して請求があったとき。
 - 3 前項第 2 号の場合には、理事長はその請求のあった日から 20 日以内に総会を招集しなければならない。
 - 4 総会を招集するためには少なくとも開催の 2 週間前に、その会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第 20 条 この定款において別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項は、総会の議決を経なければならない。

(議決権等)

- 第 21 条 正会員は 1 会員当たり 1 個の議決権を有する。
- 2 総会の議長は、会員として議決に加わる権利を有する。

(総会の議決方法)

- 第 22 条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ議事を開いて議決することができない。
- 2 前項の規定により、議事を開いて決することができないときは、理事長は 20 日以内に再度総会を招集しなければならない。
 - 3 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

(総会の議長)

- 第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した会員たる法人又は団体の代表者のうちから選任する。

(書面又は代理人による議決)

- 第 24 条 正会員は、第 19 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知された事項につき書面をもって、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使するものは出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により、書面をもって議決権を行使する場合において、その書面が総会の前日までに事務局に到着しないときは無効とする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員たる法人又は団体の代表者のうちから総会において選出された議事録署名人1人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第 7 章 理 事 会

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 諸規定の制定及び変更
 - (4) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認めた事項
- 2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
 - 3 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会招集の請求があったときは、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを決する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
 - 6 理事長は、理事会の議長となる。
 - 7 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、出席した理事全員及び監事がこれに署名し、押印するものとする。
 - (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議決の経過の概要及び発言者の発言要旨

第 8 章 財 産 及 び 会 計

(財産)

第27条 財産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金及び入会金
- (2) 寄付金品並びに助成金
- (3) 事業によって生ずる収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の財産

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(財産の管理)

第29条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

- 2 財産のうち現金は、理事長が定めた金融機関へ預金又は国債、地方債その他理事会の議決を経て定めた有価証券に換えて保管運用する。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及び予算(案)は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議を得るものとする。

- 2 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。ただし、あらかじめ理事会の決議を得た科目間の流用(大科目を越えるものを除く)については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後3月以内に理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員の半数以上であって正会員の議決

権の3分の2以上に当たる多数の同意を得て、変更することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第34条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議により解散する場合は、正会員の半数以上であって正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意を得なければならない。

3 解散した場合においてその債務を弁済させ、なお残余財産があるときは、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 情報公開

(情報公開)

第36条 この法人は、情報開示について別途規定を定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、一般社団法人長崎県園芸種苗供給センターの公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 12 章 雑 則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は栗田泰之とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第30条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成25年4月1日から施行する。

この定款は、本法人の定款に相違ない

平成27年6月12日

長崎県大村市宮代町2256番地
一般社団法人 長崎県園芸種苗供給センター
理事長 廣瀬 修